

**特定食品関連事業者減量計画書、2R取組等事業者報告書兼計画書  
Q & A（作成要領）**

**< 1 対象、対象事業所について >**

**Q 1-1 対象となる事業者は。**

A 1-1 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という）に定めている特定食品関連事業者減量計画書及び2R取組等事業者報告書兼計画書（以下「計画書等」という）について、毎年、提出することが義務付けられる対象事業者は以下の①、②のとおりです。

なお、計画書の作成ツールである提出用エクセルA及び提出用エクセルBを活用することで、一部の報告欄については自動計算で数値等の必要事項が入力されるほか、複数の計画書等をまとめて提出することが可能ですので、計画書等の提出に当たっては提出用エクセルを活用してください。

① 1棟の延べ床面積が1,000㎡以上の事業所（旅館、ホテル、大学等）

| 業種              | 面積要件                  | 提出<br>ファイル         | 提出対象となる制度 |      |
|-----------------|-----------------------|--------------------|-----------|------|
|                 |                       |                    | 特定食品※1    | 2R※1 |
| ホテル<br>旅館       | 1棟の延べ床面積が1,000㎡以上の事業所 | 提出用<br>エクセルA<br>※3 | ○         | ○    |
| 簡易宿所<br>結婚式場等※2 |                       |                    | ○         | ×    |
| 大学              | 全ての大学                 |                    | ×         | ○    |

※1 特定食品：特定食品関連事業者減量計画書、2R：2R取組等事業者報告書兼計画書（以下同じ）

※2 その他、沿海旅客海運業、内陸水運業を含む。

※3 事業用大規模建築物減量計画書（1棟の延べ床面積が1,000㎡以上の建築物に係る減量計画書）についても提出が必要です。提出用エクセルAの作成について、詳しくは以下をご参照ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000350505.html>

② 市内チェーン店が2店舗以上あり、その延べ床面積の合計が3,000㎡以上の事業者（小売業、飲食業等）

| 業種               | 面積要件                                    | 提出<br>ファイル    | 提出対象となる制度 |    |
|------------------|---|---------------|-----------|----|
|                  |   |               | 特定食品      | 2R |
| 食品小売業者<br>飲食店業者  | 市内チェーン店が2店舗以上あり、<br>その延べ床面積の合計が3,000㎡以上 | 提出用<br>エクセルB※ | ○         | ○  |
| 物品小売業者<br>(食品除く) |   |               | ×         | ○  |
| 食品製造業者<br>食品卸売業者 |   |               | ○         | ×  |

※ 提出用エクセルBの作成について、詳しくは以下を御参照ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000350101.html>

**Q 1-2 店舗については年度内で開店や閉店などによって数変動するが、いつを基準として、計画書等を作成するのか。**

A 1-2 計画書等を作成する年度の4月1日現在の店舗の数を基準として、作成してください。

**Q 1-3 対象となる店舗は。**

A 1-3 京都市内の全ての店舗が対象です。店舗には、独立した建物で営業するものだけでなく、テナントとして営業するもの、社員食堂なども含みます。また、直営店だけでなく、フランチャイズ店も含みますが、フランチャイズ契約等に基づく商号使用权に対するギャランティや、経営指導等の関係がない事業者は、同じグループに属していても、別の主体とします。

なお、管理部門である事務所のみが入っている建築物、物流センター、通信販売等の無店舗の小売事業所、飲食スペースのない飲食店舗、休・廃業中の店舗、駐車場やテナント入居施設の共用部分、専ら産業廃棄物を排出する工場等は対象から除きます。

**Q 1-4 延べ床面積の積算対象はどの範囲か。売場面積のみでよいのか。**

A 1-4 店舗の所有形態にかかわらず、対象となる店舗において事業の用に供している部分の延べ床面積が対象で、売場の延べ床面積だけでなく、同一建物内のバックヤード（倉庫、事務室、調理室、通路、階段等）の延べ床面積<sup>\*</sup>も対象です。ただし、駐車場やテナント入居施設の共用部分、休・廃業中などにより事業の用に供していない部分の床面積は除きます。

※ バックヤードの延べ床面積も積算対象であることから、この点を踏まえ、提出いただく一覧表については「店舗等一覧」としてしています。

**Q 1-5 食品小売店と飲食店を運営しており、延べ床面積は飲食店の方が大きい。この場合、主たる業種は「飲食店業」となるのか。**

A 1-5 複数の業種を営んでいる場合は、原則として、延べ床面積の大きい業種が「主たる業種」となります。

ただし、御質問の場合において、運営している食品小売店の延べ床面積の合計と、飲食店の延べ床面積の合計、そのいずれもが 3,000 m<sup>2</sup>を超えるのであれば、食品小売店に関する計画書等（特定食品関連事業者減量計画書、2R取組等事業者報告書制度）と、飲食店に関する計画書等をそれぞれ作成し、提出いただく必要がありますので、御留意ください。（その際、食品小売店に関する計画書等では、主たる業種として「小売業」を選択し、飲食店に関する計画書等では、主たる業種として「飲食店業」を選択してください。）

計画書等は、運営している業種ごとに要件（Q 1-1 参照）に該当するかを確認し、該当する業種について提出いただきますよう、お願いします。

**Q 1-6 食品小売店と飲食店を運営しており、全店舗の延べ床面積の合計は 3,000 m<sup>2</sup>を超えるが、食品小売店の店舗だけでは 3,000 m<sup>2</sup>を超えていない。このような場合、食品小売店については提出対象となるのか。**

A 1-6 御質問の場合、食品小売店については、提出対象とはなりません。

なお、飲食店の店舗が2店舗以上かつ延べ床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えている場合は、飲食店については計画書等の提出対象となりますので、提出用エクセルBにより報告してください。この場合、店舗等一覧には、飲食店の店舗のみを記載し、店舗内に複数業種がある場合は、飲食店業に該当する部分の延べ床面積のみを按分して記載してください。

**Q 1-7 調理は工場1箇所のみで行っている。工場からの食品廃棄物は産業廃棄物として排出しているが、報告対象となるのか。**

A 1-7 専ら産業廃棄物を排出する施設は、報告対象ではありません。当該施設は、延べ床面積の積算対象外として扱い、店舗等一覧への記載も不要です。

**Q 1-8 学校や病院などの給食提供を受託し、運営している。これらの施設が2つ以上あり、かつ延べ床面積の合計が3,000 m<sup>2</sup>以上となる場合は、提出対象となるのか。**

A 1-8 給食提供を行っている場合、食堂等の形態で給食を提供する飲食スペースを設けている施設については、延べ床面積の積算対象となります。当該飲食スペースを設けている施設が2つ以上あり、かつ、それらの施設内の飲食スペース（テナント入居施設の共用部分を除く）と調理室の延べ床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、計画書等の提出が必要です。（飲食スペースを設けていない施設（病室や教室のみで食事を提供している施設等）については、報告対象外となります。）

**Q 1-9 店舗統廃合により、計画書等を作成する年度の4月1日現在で、要件を満たさなくなった。計画書等の提出はしなくてよいのか。**

A 1-9 計画書等の提出は不要ですが、要件を満たさない理由の分かる書面（任意様式）の提出等をお願いしています。

記載内容については、以下ホームページに掲載している「面積要件非該当の報告」を参考にしてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000350101.html>

## < 2 提出について >

**Q 2-1 提出期限はいつまでか。**

A 2-1 対象となる事業者は、毎年6月30日までに提出する義務があります。

なお、令和8年度分の計画書等については、様式変更に伴い、例外的に令和8年8月31日を提出期限とします。

**Q 2-2 チェーン店の場合、提出者は誰か。**

A 2-2 次の①②のとおりです。なお、そのいずれにも該当せず、提出者について疑義がある場合は、お手数ですが、問合せ先（メール：[gomigenryo@city.kyoto.lg.jp](mailto:gomigenryo@city.kyoto.lg.jp)、電話：075-222-3946）まで御相談ください。

- ① 直営：同一事業者が複数の店舗を営業している場合：  
提出者は当該事業者の代表者
- ② フランチャイズチェーン：親業者と加盟業者の関係（フランチャイズ契約等に基づく商号使用权に対するギャランティや経営指導等）がある場合：  
提出者は親会社の代表者

**Q 2-3 連絡窓口担当者は、誰か。**

A 2-3 計画書等の作成を実際に担当される方です。計画書等の入力内容等について、本市職員が連絡窓口担当者の方に問い合わせることがありますので、担当者名、連絡先を入力してください。なお、メールアドレスについては、連絡窓口担当者の変更時に本市からの提出依頼メールが届かなくなることを避けるため、個人のものではなく、代表メールアドレス（担当部署の組織メールアドレス等）を入力してください。

**Q 2-4 廃棄物の発生量や取組内容は前年度と変わらない。計画書等の提出はしなくてよいか。**

A 2-4 廃棄物の発生量や取組内容に関わらず、要件に該当する事業者は、条例第17条及び第26条に基づいて、計画書等を毎年6月30日（令和8年度分のみ令和8年8月31日）までに提出する義務がありますので、必ず提出してください。

**Q 2-5 複合商業施設やテナントビルでは、施設管理者がまとめて提出するのか。**

A 2-5 施設管理者がまとめて提出する必要はありません。

ただし、テナント事業者が延べ床面積の要件（Q 1-1 参照）を満たす場合は、テナント事業者が提出する必要があります。

なお、テナント事業者が提出する場合において、当該施設の共用部分については、延べ床面積の積算対象とはなりません。

**Q 2-6 メールで提出とのことだが、社内セキュリティ上、添付ファイルを送信する際には会社指定のオンラインストレージを使用しなければならない。こうした場合、対応してもらえるか。**

A 2-6 事業者のセキュリティ対策で指定のオンラインストレージを利用される場合については、可能な対応方法について検討しますので、個別に御相談いただきますよう、お願いいたします。

なお、セキュリティ対策のため、メール添付が難しい場合は、京都市のファイル転送システムを御案内することも可能です。

### < 3 廃棄物の発生量、様式の記載方法等について >

#### **Q 3 - 1 廃棄物の発生量等はどのように把握したらいいか。**

A 3 - 1 廃棄物の発生量等の量り方には、以下の4つの方法があります。自社の排出する廃棄物の種類と量を把握することで、発生量が多い廃棄物から対策するなど、自社の特徴に応じたターゲットを明確にできますので、積極的に把握に努めてください。

- ① 重量の実測
- ② 容積を実測し、容積から重量を推計（換算係数はQ 3 - 2を参照）
- ③ 許可業者や資源化業者への問い合わせ
- ④ 購入量から推計

実測については、全てを計量するのではなく、毎月一定期間のみ測定するなど、サンプリングによる把握でも差し支えありません。

なお、フランチャイズ店の廃棄物の発生量や取組内容も含めた報告が必要となりますので、各オーナー事業者への照会等によって把握してください。

#### **Q 3 - 2 廃棄物の種類ごとの重量への換算係数を教えてほしい。**

A 3 - 2 ごみの種類ごとの容積から重量への換算のための係数については、以下ホームページに掲載している「事業用大規模建築物減量計画書等の記入の手引（所有者用）」を御参考ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000041585.html>

#### **Q 3 - 3 フランチャイズ店については、オーナー事業者が廃棄物処理の契約を個別に行っているため、本社でフランチャイズ店の廃棄物の発生量を把握していない。報告対象外として良いか。**

A 3 - 3 フランチャイズ店の廃棄物の発生量や取組内容を含めた報告が必要となります。各オーナー事業者への照会等により、把握してください。

#### **Q 3 - 4 チェーン店のうち、一部の店舗が他社管理のビルのテナントであり、当該テナント店舗については、ビル全体から排出される廃棄物の発生量しか分からない。どうすればよいか。**

A 3 - 4 テナントからビルの廃棄物保管場所に排出する前に、重量や容積を実測するほか、購入量や売上からの推計などに基づいて、テナント店舗から排出する廃棄物の発生量の把握に努めてください。いずれの方法でも把握ができない場合は、チェーン店のうち当該テナント店舗を除く店舗の発生量の集計結果を記載するとともに、店舗等一覧の備考欄に集計から除外されている店舗の延べ床面積及びその除外理由を追記してください。

#### **Q 3 - 5 帰り荷等により各店舗から物流センターに返却されてから排出されている廃棄物について、計画書等に計上する必要があるか。**

A 3 - 5 物流センターから排出された廃棄物については、計上対象外となります。ごみ減量等を進める観点で、帰り荷等に積み込む際に、店舗における重量の計測

等に努めるなど、可能な範囲での把握に努めてください。また、小売業で、店頭回収した資源物等を一旦、物流センターに集め、再資源化業者に引き渡している場合は、提出用エクセルBの「入力シート」の「資源物の店頭回収実施状況 <店頭回収を実施している小売業者>」において、引き渡した量を店頭回収量として報告してください。

**Q 3 - 6 生ごみを有価で売却しているが、計上する必要があるか。**

A 3 - 6 計上する必要があります。売却している場合、提出用エクセルBの「入力シート」の「【前年度の廃棄物の発生量等の実績】」の生ごみの再生利用量の欄に売却量を入力し、「主な再生利用の方法」は「その他」、「主な処理施設等」は「その他の施設」を選択してください。

なお、生ごみに限らず、その他の資源物を有価で売却している場合も、取扱いは同様です。

**Q 3 - 7 生ごみを自然乾燥や消滅型コンポスト等で減量する場合、「再生利用量」として計上する必要があるか。**

A 3 - 7 生ごみの減量について、自然乾燥分は計上不要ですが、コンポスト等の処理機で自己処理する場合は減量化した量を計上してください。提出用エクセルBの「入力シート」の「【前年度の廃棄物の発生量等の実績】」の生ごみの「再生利用量」の欄に処理量（減量化した量）を入力し、「主な再生利用の方法」は「減量化（脱水、乾燥、発酵等）」、「主な処理施設等」は「自己処理（コンポスト等）」を選択してください。

**Q 3 - 8 店頭で家庭から排出される飲料容器や食品トレイ等を回収し、再資源化業者に引き渡しているが、これらについても計上するのか。**

A 3 - 8 提出用エクセルBの「入力シート」の「資源物の店頭回収実施状況 <店頭回収を実施している小売業者>」に年間回収量を入力してください。（自社の廃棄物量として（「【前年度の廃棄物の発生量等の実績】」欄へ）の計上は不要です。）

**Q 3 - 9 産業廃棄物は計画書等の対象とするのか。**

A 3 - 9 対象となる店舗から発生する産業廃棄物のうち、廃食用油やプラスチック類、飲料容器（缶、びん、ペットボトル）については、量を把握している品目ごとに入力してください。

**Q 3 - 10 自動販売機における缶やペットボトルなどについては、ベンダーに回収してもらっているが、ベンダー回収の場合でも廃棄量等の回答は必要か。**

A 3 - 10 店舗に設置している自動販売機のベンダーなど、納入業者が事業所で発生した容器等の廃棄物を持ち帰り、処理する分については、その事業者の廃棄量・再資源化量として扱うため、計上する必要はありません。

**Q 3 - 1 1 「再生利用」の定義は何か。**

A 3 - 1 1 循環型社会形成推進基本法では、再生利用は「循環資源の全部又は一部を原材料として利用すること」と定義されています。なお、この計画書等では、生ごみの再生利用量については、飼料化、肥料化等の再生利用分に加え、減量分（処理機により脱水、乾燥、発酵、炭化の方法により減量を実施した量）も再生利用量として計上・報告していただくこととしています。

**Q 3 - 1 2 2 R取組等事業者報告書兼計画書について、廃棄物の発生量等が報告内容に追加されたのはなぜか。**

A 3 - 1 2 ごみの減量&資源循環を進めるためには、以下のようなPDCAサイクルに沿って取組を推進・継続いただくことが重要になります。2 R取組等事業者報告書兼計画書で報告いただいている内容について、事業者におけるごみ減量やリサイクルの推進に向けたCHECK（評価）とACTION（改善）に役立て、ごみ減量等の取組の着実な実行と更なる改善につなげていただくために、廃棄物の発生量等を報告項目として追加しました。



**Q 3 - 1 3 2 R取組等事業者報告書兼計画書において、新たに報告内容に追加された廃棄物の発生量等について、令和7年度分は計量できていないが、どうしたらいいか。**

A 3 - 1 3 令和8年度分の2 R取組等事業者報告書兼計画書については、廃棄物の発生量等の報告は任意となりますが、重量の実測以外にも、許可業者や資源化業者に問い合わせるなどして把握する方法もありますので、可能な限り報告いただきますようお願いいたします。（令和9年度分からは義務になりますので、必ず報告いただきますよう、お願いします。）

**Q 3 - 1 4 特定食品関連事業者減量計画書について、ドラッグストア、均一価格店、ホームセンターが対象に追加されたのはなぜか。**

A 3 - 1 4 特定食品関連事業者減量計画書は、食品リサイクル法の食品関連事業者を対象とする制度です。制度見直しに当たって、国での取扱いを踏まえ、改め

て対象を整理し、実態として食品を販売されている業種については、新たに対象に追加しました。

**Q 3-15 昨年度の9月からオープンした店舗については、ごみ量が半年分しかわからないが、どうしたらいいか。**

A 3-15 当該店舗については、半年分の廃棄物の発生量を実績として報告してください。なお、「入力シート-店舗等一覧」の「備考」欄に当該店舗がオープンした時期を入力してください。

**Q 3-16 食品スーパー（チェーン店）を営んでいるが、店舗規模が大きく、特定食品関連事業者減量計画書、2R取組等事業者報告書兼計画書及び事業用大規模建築物減量計画書の全ての対象となる。この場合は、提出用エクセルA、提出用エクセルBのどちらも提出する必要があるのか。**

A 3-16 いずれも提出いただく必要があります。提出用エクセルAについては、1棟で延べ床面積が1,000㎡以上の大規模な事業用建築物において、1つ1つの建築物内のごみの発生量や取組内容等を報告いただくためのツールです。一方、提出用エクセルBについては、大規模なチェーン店等において、市内の店舗全体に関するごみ量や取組内容等を報告いただくためのツールであり、それぞれ報告いただく内容が異なります。大規模店舗内に、チェーン店の統括部所がある場合など、提出用エクセルA・Bの2種類を提出いただく一部の事業者の皆様には、御負担をおかけしますが、制度趣旨への御理解・御協力をお願いします。

#### < 4 廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画、様式の記載方法等について >

**Q 4-1 「廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績」について、10店舗のうち、8店舗は「S」（徹底して実施）だが、2店舗は「D」（未実施）の場合、どう評価したらいいか。**

A 4-1 全店舗から見た実施店舗の実施の程度（実施率）を実績としてください。

今回の例では、全店舗（10店舗）のうち、実施店舗（8店舗）で徹底して実施されているため、おおむね実施<8割程度以上>の「A」を入力してください。

なお、実施率については、あくまで目安です。参考としていただき、担当者の主観に基づき、選択肢の中で、最も実際の状況に近いと思われるものを選んで御報告ください。

**Q 4-2 しまつのこころ条例で義務や努力義務の対象になっているにも関わらず、現状、取組実績がなく、今後の実施計画もない場合、どうなるのか。**

A 4-2 「[ごみ減量&資源循環のための指針・事例集](#)」を参考に、実施している取組がないか、今後、実施できそうな取組がないか、今一度、御確認ください。

提出いただいた計画書等を確認し、取組が十分でないと考えられる場合には、取組状況等の確認のため、本市職員が連絡窓口担当者の方に連絡します。ヒアリングを行ったうえ、今後の取組実施に向けて個別に情報提供や助言等を行います

ので、その内容を踏まえ、取組計画を修正のうえ、再度、計画書等を提出していただきます。

**Q 4-3 実施義務の取組でも、やむを得ないと考えている事情があるため、実施していない。そのような場合、どうすればよいのか。**

A 4-3 条例で定めた実施義務の取組は、規模や業態を問わず公平に、必ず取り組んでいただく必要があるものです。【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】の「【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど」に、実施できない理由を入力してください。

**Q 4-4 廃棄物の発生抑制等の取組に関する計画について、独自に計画を作成していないが、計画書等には、どのように入力すればいいのか。**

A 4-4 事業者で独自に計画を作成していない場合や、報告いただく個別の項目について、独自の計画に明確な記載がない場合についても、当該取組の前年度の実績に対して「強化・新たに実施する」「同様に実施する」などの見込みを基に計画書等に入力し、提出してください。なお、取組の充実等の検討の際には、「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」を参考にしてください。

**Q 4-5 「廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績」に掲げられた項目に、該当するものはないが、ごみ減量や資源循環につながる取組を実施している場合は、どのように報告すればいいか。**

A 4-5 「【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど」の欄に、実施されている内容を入力してください。

**Q 4-6 そもそもレジ袋を提供していない、食品を取り扱っていないなど、取り組みようがない項目について、どう入力すればよいのか。**

A 4-6 入力シートの該当項目で「-」（該当なし）を選択してください。

**Q 4-7 レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合とは。**

A 4-7 レジ袋の辞退率（レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合）を入力してください。なお、報告対象は、有償無償問わず「レジ袋」\*1と「特定レジ袋」\*2です。

※1 レジ袋：プラスチック製の買物袋

※2 特定レジ袋：環境に配慮した旨の表示がある、以下の3種類のレジ袋

・バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋

・海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋

・繰り返し使用が可能な厚手（厚さ50マイクロメートル以上）の買物袋

**Q 4-8 レジ袋の辞退率は実測できないが、どうすればよいか。**

A 4-8 レジ袋の辞退率（レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合）は、実測（以下①の方法）を基本としますが、独自の算出方法を定めている場合は、その方法で計上していただくことも可能です。

なお、独自の算出方法の定めがない場合は、概算（以下②の方法）により計

上いただくことも可能です。

① (1-年間のレジ袋譲渡(有償無償問わず)枚数÷年間の購入客数)×100

② (1-前年度3月のレジ袋使用枚数÷同月の購入客数)×100

※ 算出結果がマイナスになる場合は「0%」と入力してください。

**Q4-9 レジ袋を全面的に廃止し、全ての店舗で、袋が必要な利用客には紙袋を有料でお渡ししている。この場合、レジ袋辞退率は、どのように報告すればいいのか。**

A4-9 【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】の「レジ袋・特定レジ袋の廃止(紙袋への移行など)」の項目において「S」(徹底して実施)を選択した上で、Q4-8に示す計算方法において「レジ袋」を「紙袋」に置き換えて算出した数値を報告いただくか、独自の算出方法を定めている場合は、その方法で算出した数値を報告いただくよう、お願いします。

なお、レジ袋を廃止し、紙袋に移行された場合、【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】の「レジ袋・特定レジ袋の要否・枚数の確認」「特定レジ袋への移行」「レジ袋・特定レジ袋の有料化」の各項目については、「- (該当なし)」で報告してください。

**Q4-10 レジ袋の辞退率について、やむを得ない事情があり、把握できない。そのような場合、どうすればよいのか。**

A4-10 条例で定めたレジ袋辞退率に関する報告は、一定規模以上の物品小売業者の皆様にも、必ず報告をいただく必要があるもの(義務)です。独自の算出方法がなく、Q4-8②の概算方法にもよりがたい場合は、把握できない理由を、【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】の【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど」欄に記載してください。

**Q4-11 ごみ減量や分別・リサイクルについて、従業員向け、施設利用者向けの具体的な「周知・徹底」方法を教えてほしい。**

A4-11 従業員向けとしては、分別ボックス付近での分かりやすい表示による周知や、社内研修での周知に取り組まれている例が多いほか、社内メールやイントラネットの活用、あるいは朝礼などの機会を捉えて周知されているケースもありますので、こうした取組を参考にしてください。

また、施設利用者向けの取組としては、分別ボックス付近にPOPを掲示するなどして、正しい分別方法等の周知を行っている事例があるほか、大学であればオリエンテーリングや学内サイトなどを活用して、正しいごみの分別方法等について周知されている事例があります。

このほか、店舗では館内放送やポスターなどを活用し、利用客に周知されている事例がありますので、参考にしてください。

ぜひ、「[ごみ減量&資源循環のための指針・事例集](#)」も御参考ください。

## <5 その他>

### Q5-1 期限までに計画書等が提出できなかった場合には、事業者名が公表されるのか。

A5-1 期限までに提出がない場合、まずは電話やメールでの督促を行います。それでも提出がない場合等には、文書による催告を行った後、本市職員が本社等を訪問し、督促を行います。

それでも提出がない場合は、条例に基づき文書による改善勧告を行い、なおも提出がない場合に、事業者名等を本市ホームページで公表します。

### Q5-2 市職員による店舗等への立入調査があるのか。

A5-2 事業者の廃棄物の排出現況や発生抑制に係る取組内容等を確認するため、条例に基づき、本市職員が店舗等への立入調査やヒアリングを行いますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

### Q5-3 レストランで食品ロス削減に取り組んでいることをPRしたい。テーブル分のPOPを送ってもらうことはできるのか。

A5-3 2R等の取組を促進するために本市が作成したPRツール（POP、ステッカー等）を配布しています。御希望の場合は、送付先、必要数などを担当者に御連絡ください（費用を御負担いただく必要はありません）。また、PRツールを基にオリジナルの啓発物を作成いただいても構いません。

PRツールについては、「[ごみ減量&資源循環のための指針・事例集](#)」の17ページで紹介しています。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000349586.html>

また、下記ホームページ（4）取組の支援「店舗用PRツール一覧」も御参照ください。

URL：<https://kyoto-kogomi.net/business/prtools/>

その他、本市では本来食べられたはずの食品が捨てられないことがないよう、食品を無駄なくすべて食べきる「食べ残しゼロ」を目指して取り組んでいただける事業者の皆様を「京都市食べ残しゼロ推進店舗」として認定させていただき取組を行っています。認定店舗として登録いただける食品小売店、飲食店・宿泊施設の募集をしています。

店舗ごとに申請いただけますので、詳細は下記ホームページを御確認ください。

（食品小売店版） URL：<http://sukkiri-kyoto.com/ninteikouri>

（飲食店・宿泊施設版） URL：<http://sukkiri-kyoto.com/nintei>

(参考) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用(以下「発生抑制等」という。)の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持(以下「廃棄物の減量等」という。)を図るために必要な事項を定めることにより、循環型社会(循環型社会形成推進基本法第2条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、単独で又は共同して、自らの責任において適正に事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。)を処理するほか、自主的に廃棄物の減量等に取り組むとともに、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第8条 事業者は、その事業活動に際して、紙又は紙製品及び使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制すること、再生品を使用すること、古紙その他の紙又は紙製品が廃棄物となったもの、金属くず、廃プラスチック類等の再生利用をすることができる廃棄物(以下「再生利用可能廃棄物」という。)を分別すること等により、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に努めなければならない。

(報告書等の作成及び提出等)

第17条 物品小売業者、飲食店業者又は旅館業者等で、その店舗その他の事業の用に供する建築物(本市の区域内に存するものに限る。)の床面積の合計が別に定める面積以上であるもの及び大学は、毎年1回、別に定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにした報告書及び第1号に規定する取組に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第14条第1項及び第3項又は第15条の規定により行う取組の実施状況
- (2) レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合(第11条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第2号若しくは第3号の規定による取組を行う場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 加盟業者が物品小売業者、飲食店業者又は旅館業者等である場合における前項の規定の適用については、同項中「で、その店舗」とあるのは、「である親業者で、同一の商号、商標その他の表示を使用する全ての加盟業者及び親業者の店舗」とする。

- 3 前項において「親業者」とは、物品小売業者、飲食店業者又は旅館業者等に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、物品小売業者、飲食店業者又は旅館業者等で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。
- 4 市長は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の発生抑制等を促進するために必要な限度において、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項及び第3項、第14条第1項、第3項及び第5項、第15条又は前条第1項の規定による取組を行うべき者に対し、当該取組の実施状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(改善勧告及び公表)

- 第18条 市長は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- (1) 事業者 前条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
  - 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(特定食品関連事業者の減量義務等)

- 第26条 事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）で、その店舗その他の事業の用に供する建築物（本市の区域内に存するものに限る。以下「店舗等」という。）の床面積の合計が別に定める面積以上であるもの（以下「特定食品関連事業者」という。）は、事業系廃棄物の発生抑制等により、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。
- 2 特定食品関連事業者は、毎年1回、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた特定食品関連事業者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。
    - (1) 事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針
    - (2) 店舗等から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項
      - ア 種類
      - イ 発生量の見込み（店舗等の数が2以上であるときは、その合計）
      - ウ 発生抑制等の方策
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
  - 3 食品関連事業者である加盟業者が食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う場合における前2項の規定の適用については、第1項中「で、

その店舗」とあるのは、「である親業者で、同一の商号、商標その他の表示を使用する全ての加盟業者及び親業者の店舗」とする。

- 4 前項において「親業者」とは、食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

(改善勧告及び公表)

- 第27条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第20条、第21条若しくは第22条の規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物建築主が第24条若しくは第25条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき、又は特定食品関連事業者が前条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第2項の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(立入調査等)

- 第57条 市長は、第40条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、占有者等、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

(参考) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

（報告書等の作成及び提出に係る建築物の面積の基準等）

第3条 条例第17条第1項に規定する別に定める面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

(1) 条例第11条第1項に規定する物品小売業者又は条例第12条第1項に規定する飲食店業者の2以上の店舗その他の事業の用に供する建築物（本市の区域内に存するものに限る。以下「店舗等」という。）が存する場合におけるこれらの店舗等 3,000平方メートル

(2) 条例第14条第1項に規定する旅館業者等の1の店舗等 1,000平方メートル

2 条例第17条第1項の規定による報告書及び計画の作成並びに提出は、毎年6月30日までに、別に定める様式により、報告書にあつては前年の4月1日からその年の3月31日まで、計画にあつてはその年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について行わなければならない。

（特定食品関連事業者）

第9条 条例第26条第1項に規定する別に定める面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項第1号に掲げる者又は同項第2号に規定する飲食店業を行う者の2以上の店舗等が存する場合におけるこれらの店舗等 3,000平方メートル

(2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項第2号に規定する食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者の1の店舗等 1,000平方メートル

（特定食品関連事業者の減量計画の作成及び提出）

第10条 条例第26条第2項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画の作成及び提出は、毎年6月30日までに、別に定める様式により、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について行わなければならない。

2 前項の提出は、廃棄物の種類ごとの発生量、処理の方法等の明細その他別に定める事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

(参考) **京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定める事業者報告書制度及び改善勧告等に関する要綱（抜粋）**

(報告書等の作成及び提出に係る建築物の面積の基準等)

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例及び規則において使用する用語の例による。

2 前項のほか、「事業者報告書制度」とは、条例第17条第1項に規定する報告書及び計画に係る制度、条例第21条第1項に規定する事業用大規模建築物減量計画に係る制度及び条例第26条第2項に規定する特定食品関連事業者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画に係る制度の総称をいう。

(2R取組等事業者報告書兼計画の作成及び提出)

第3条 規則第3条第2項に規定する別に定める様式は、2R取組等事業者報告書兼計画書（第1号様式）とする。

2 条例17条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 物品小売業者 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）、店舗等の一覧（第3号様式）、資源物の店頭回収実施状況（第4号様式）
- (2) 飲食店業者 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）、店舗等の一覧（第3号様式）
- (3) 旅館業者等 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）
- (4) 大学 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）

(特定食品関連事業者減量計画の作成及び提出)

第8条 規則第10条第1項に規定する別に定める様式は、特定食品関連事業者減量計画書（第6号様式）とする。

2 規則第10条第2項に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項第1号に掲げる者又は同項第2号に規定する飲食店業を行う者 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）、店舗等の一覧（第3号様式）
- (2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項第2号に規定する食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）

(改善勧告)

第9条 条例第18条第1項及び第27条第1項の規定による改善勧告は、改善勧告書（第7号様式）を条例第18条第1項各号に掲げる者、所有者等又は特定食品関連事業者に交付することにより行うものとする。

2 前項の改善勧告を受けた者は、その改善勧告に従い、市長が指定する期限ま

でに必要な措置を講じるとともに、当該措置を講じたときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面により、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第18条第1項各号に掲げる者又は特定食品関連事業者 措置完了届（第8号様式）
- (2) 所有者等 措置完了届（第9号様式）

（公表）

第10条 条例第18条第2項及び第27条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号ア～キに掲げる事項について、ホームページ（京都市情報館）に掲載することにより行うものとする。

- (1) 条例第18条第1項各号に掲げる者又は特定食品関連事業者
  - ア 改善勧告に従わなかった者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
  - イ 改善勧告の内容
  - ウ 改善勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限
  - エ ウの期限までに必要な措置が講じられなかった事実
  - オ その他市長が必要と認める事項
- (2) 所有者等
  - ア 建築物の名称及び所在地
  - イ 改善勧告に従わなかった所有者等の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
  - ウ 廃棄物管理責任者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
  - エ 改善勧告の内容
  - オ 改善勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限
  - カ オの期限までに必要な措置が講じられなかった事実
  - キ その他市長が必要と認める事項

2 市長は、公表に当たっては、あらかじめ次の各号に掲げる者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面により公表する旨を通知しなければならない。

- (1) 条例第18条第1項各号に掲げる者又は特定食品関連事業者 公表に関する通知書（第10号様式）
- (2) 所有者等 公表に関する通知書（第11号様式）
- 3 市長は、前項の通知をした日から相当期間経過後に公表する。

（受入れ拒否）

第11条 市長は、条例第28条の規定により受入れを拒否しようとするときは、あらかじめ、所有者等に対し、受入れ拒否通知書（第12号様式）により受入れを拒否することを通知するものとする。